



DCFTA 後のモルドヴァ・EU 経済関係

吉井, 昌彦

(Citation)

国民経済雑誌, 227(4):1-16

(Issue Date)

2023-06-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100482437>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482437>



国民経済雑誌

THE
KOKUMIN-KEIZAI ZASSHI
(JOURNAL OF ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION)

DCFTA 後のモルドヴァ・EU 経済関係

吉 井 昌 彦

国民経済雑誌 第227巻 第4号 抜刷

2023年6月

神戸大学経済経営学会

DCFTA 後のモルドヴァ・EU 経済関係

吉 井 昌 彦^a

モルドヴァは、1991年の独立以来、東（ロシア）を向くべきか、西（EU）を向くべきかの選択で揺れながらも、しだいに EU との関係を強化してきた。2008年には EU から自律的貿易特惠（ATP）が与えられ、2014年には深化した包括的な自由貿易協定（DCFTA）を含む連合協定が署名された（2016年発効）。さらに、2022年6月には EU 加盟候補国としての地位が与えられた。モルドヴァは、連合協定あるいは DCFTA を利用することにより、政治では民主化、汚職対策、司法改革などを進め、経済では市場経済化を一層進展させるとともに経済水準を引き上げ、また EU 法体系（アキ）への近似化を進めることにより、EU 加盟条件であるコペンハーゲン基準を早い段階で満たしていかなければならない。

キーワード EU 加盟、連合協定、DCFTA、自律的貿易特惠、
コペンハーゲン基準

1 EU 加盟申請を行ったモルドヴァ

ロシアによるウクライナ侵攻開始直後の2022年2月28日、ウクライナは欧州連合（European Union: EU）に対し加盟申請を行った。同様にモルドヴァ共和国（以下、モルドヴァ）とジョージアも3月3日に加盟申請を行った。西バルカン諸国の場合、加盟申請から加盟候補国と認定されるまでに数年を要したが、ウクライナとモルドヴァは、わずか数ヵ月後の6月23日欧州理事会で加盟候補国として認定された。¹⁾

両国の加盟候補国認定について、欧州委員会は、両国は既に民主化、市場経済化を進め、ウクライナは EU アキの約70%を既に取り入れているなど、ウクライナとモルドヴァは加盟候補国の資格があるとしているが、²⁾ ロシアのウクライナ侵攻に対するウクライナ支援が背景としてあることは否定できない。³⁾ しかし両国およびジョージアは、とりわけ2014年に「深化した包括的な自由貿易協定（DCFTA）」を含む連合協定を締結して以来、政治・経済改革を進めるとともに、EU 法体系の取入れを進めてきたことも事実である。⁴⁾

本稿は、独立後のモルドヴァと EU との関係、DCFTA 締結後のモルドヴァと EU の経済

a 岡山商科大学経済学部, yoshii@po.osu.ac.jp

関係の変化を振り返るとともに、モルドヴァの EU 加盟の可能性を展望することを目的としている。本稿の構成は次のとおりである。2 節でモルドヴァと EU との関係を振り返り、3 節で2014年に署名された DCFTA を含む連合協定とその成果、執行状況をみる。4 節でモルドヴァの EU 加盟の可能性を考察し、5 節で本稿のまとめを行う。

2 独立後30年のモルドヴァ・EU 関係

2.1 モルドヴァ共和国の成立とロシア

モルドヴァは、ルーマニア人が建国したモルダヴィア公国の一部であったが、15世紀後半にオスマン帝国の支配下に入った。オスマン帝国が衰退する中、露土戦争終結のため締結されたブカレスト条約（1812年）によりベッサラビア地方（プルト川とドニエストル川の間のモルダヴィア公国の東半分）はロシアへ割譲された。1918年2月、ベッサラビアはモルダヴィア民主共和国として革命後のロシアから独立を宣言し、4月にはルーマニアと合併したが、第2次世界大戦直前の1939年8月に締結された独ソ不可侵条約（モロトフ＝リッベントロップ協定）にもとづきソ連邦により占拠され、1940年8月にモルダヴィア・ソヴィエト社会主義共和国となった。そして、50年間の社会主義時代を経て、1991年8月27日にモルドヴァ共和国としての独立宣言が行われた。

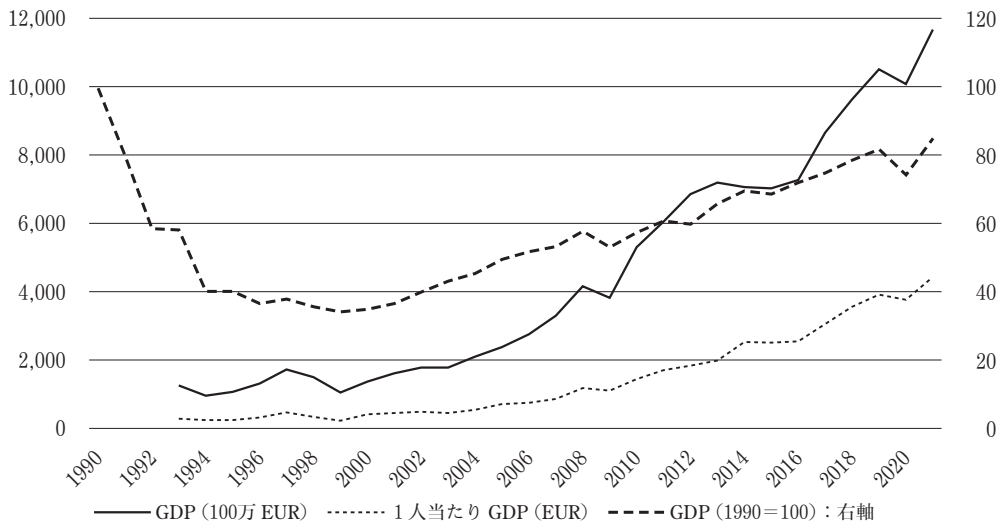
このような帰属変更の結果、独立前（1989年）の民族構成（総人口433.5万人）はモルドヴァ人が64.5%であったのに対し、ウクライナ人13.8%、ロシア人13.0%と両民族で国民の4分の1を占めていた。⁵⁾その後、両民族の流出の結果、2014年には（総人口275.5万人）モルドヴァ人（ルーマニア人を含む）が80.2%へ増加し、ウクライナ人、ロシア人の比率はそれぞれ6.6%、4.1%まで減少している。しかし、母国語あるいは日常会話語としてロシア語を話す者の比率（2014年）は全国で14.5%、都市部では43.2%と高く、ロシアの影響力が強く残っていることが分かる。⁶⁾

2.2 EU との関係⁷⁾

独立後のモルドヴァ経済をみると、名目 GDP は13億ユーロ（1993年）から116億ユーロ（2021年）へ、1人当たり GDP も300ユーロ（1993年）から4,420ユーロ（2021年）へ拡大しており、順調に推移しているように見える。しかし、1997年を除き1999年までマイナス成長が続いたため、⁸⁾1990年の GDP を100とすると1999年は34まで下落し、2021年時点でも84.2と社会主義時代の水準を回復できておらず、ヨーロッパの最貧国の一つであるのが現実である。

1991年の独立以来、モルドヴァの最大の政治懸案事項の一つは、東（ロシア）を向くのか、西（EU、ルーマニア）を向くのかという路線問題であった。憲法11条では永久中立を謳い、EU あるいは姉妹国であるルーマニアとの関係強化を求める勢力がいる一方で、モルドヴァ

図1 モルドヴァ経済（1990-2021）



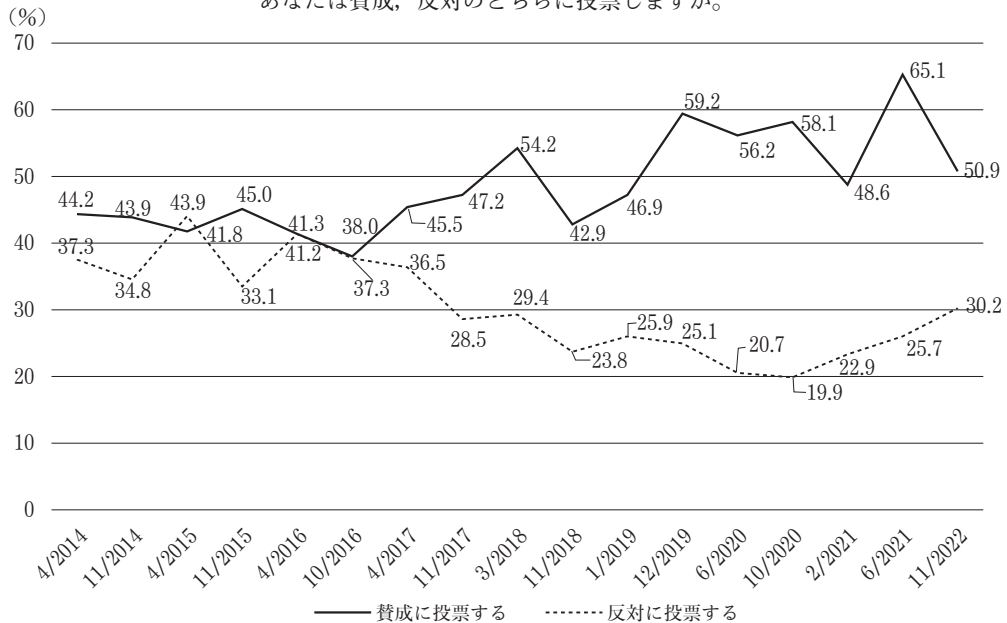
はロシアを向くべきだという勢力も存在する。とりわけ、共産主義者党のヴォローニン（在任期間2001年4月7日～2009年9月11日）、社会主義者党のドドン（同2016年12月23日～2020年12月24日）という旧共産党が政権をとったときにはとりわけロシアとの関係強化が図られた。⁹⁾

しかしながら、図2が示すように、EUとの政治・経済関係の強化、ロシアとの政治・経済関係の希薄化、そして2014年3月のロシアによるクリミア併合などから西志向が強くなってきている。ただし、2020年以降、反対に投票すると回答した者の比率が高まっており、2022年11月調査では、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻、6月のEUによる加盟候補国付与の決定にもかかわらず、賛成すると回答した者の比率が65.1%から50.9%へ15ポイントも下落し、反対に投票すると回答した者の比率が25.7%から30.2%へ（2020年10月の19.9%からみれば10ポイント）増加したことは、EU志向を含むサンドゥ政権への批判が強まっていることも事実である。¹⁰⁾

モルドヴァとEU（当時は欧州共同体：EC）との関係は、1989年にEUとソ連邦との間で締結された貿易・協力協定が出発点であり、EU、ソ連邦相互に最恵国待遇が与えられ、本協定がソ連邦解体後のモルドヴァ・EUとの関係の基礎となった。そして、1994年11月28日、EUとモルドヴァとの間でパートナーシップ・協力協定が締結され（1998年7月1日発効）、¹¹⁾モルドヴァに最恵国待遇が与えられるとともに、政治対話、貿易・投資促進、協力、モルドヴァの民主主義と市場経済の発展へ支援を行うことが定められた。¹²⁾

モルドヴァ・EU関係は、EU側にとってもモルドヴァ側にとっても最優先課題というわ

図2 次の日曜日に、EU加盟に関する投票があるとすれば、
あなたは賛成、反対のどちらに投票しますか。



出所：https://ipp.md/wp-content/uploads/2022/12/Prezentarea-rezultatelor-BOP-2022.pdf (2023年2月9日閲覧)

けではなかったが、ルチンスキー大統領は、1996年12月、ドロール欧州委員会委員長宛に EU 加盟の意志を伝える書簡を送り、1997年10月にはサンテール欧州委員会委員長宛に連合協定締結の意志を伝える書簡を送っている。そして1999年には、主として西バルカンの安定化を図るために設けられた南東欧安定化協定のオブザーバーとなり、その後、大統領が共産党のヴォローニンへ交代したものの、2001年6月に同協定に参加した。さらに、2004年に創設された欧州近隣政策（ENP）に加わり、2005年10月には欧州委員会代表部が開設された。2006年には南東欧協力プロセス（SEECP）に加盟し、2009年に東欧パートナーシップ（EaP）イニシアティブに加わるなど、モルドヴァは、EU 加盟を目標として EU との関係を強化してきた。

この間、2006年には GSP¹³⁾ が、2008年には ATP（自律的貿易特惠¹⁴⁾）が EU よりモルドヴァに付与された。ATP は、当初工業製品のみ適用であったが、ロシアによりモルドヴァからの農産物輸入禁止措置がとられると、無関税措置がワインに拡大され、リンゴ、プラム、¹⁵⁾ テーブルワインに数量割当が適用されるとともに、沿ドニエストルにも ATP が適用された。このように、既に DCFTA 締結以前に EU のモルドヴァからの輸入には一定の自由化が進められていた。

3 連合協定と DCFTA

3.1 連合協定の締結

EU とモルドヴァの関係がしだいに強化される中で、その関係をさらに強化するため、連合協定 (association agreement) が2014年6月2日に署名された (同年9月1日暫定発効, 2016年7月1日発効)。

連合協定は465章からなり、2条1項にその目的が述べられており、政治対話とモルドヴァにおける民主主義と市場経済の発展支援を強化することを目的としているものの、将来のEU加盟には触れられていない。

- (a) 共通の価値と緊密な結びつきに基づいた政治的連合と経済統合を促進する。
- (b) 政治対話向上のための枠組みを強化し、緊密な政治関係を発展させる。
- (c) モルドヴァにおける民主主義の強化、政治的、経済的、制度的安定に貢献する。
- (d) 地域的、国際的次元での平和と安定を促進、維持、強化する。
- (e) 人の移動と人と人との触れあいの領域と、法の支配、および人権、基本的自由の尊重を強化する目的での自由、安全、正義の領域における協力を支援、強化する。
- (f) モルドヴァの国際協力、EU法への近似化による潜在的経済力を高めるための努力を支援する。
- (g) DCFTAの形成を含め、モルドヴァのEU内市場への漸次的統合に向けた経済・貿易関係を強化するための条件を作り出す。
- (h) 相互に関心のある他の領域での緊密な協力を高めるための条件を作り出す。

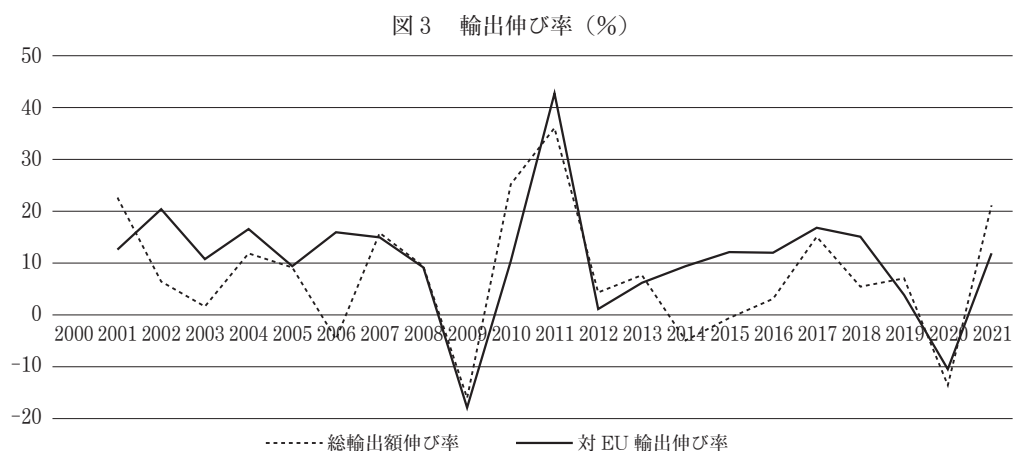
連合協定は7編からなっており、第V編¹⁶⁾ (143~412条) がDCFTAに関する条項であり、14章からなる。¹⁷⁾ DCFTAは、自由貿易地域形成によりEU市場へのアクセスを改善するだけでなく、貿易に関連する法律、規則をEU標準に近づけることにより、貿易・経済成長を促すことを目的とし、¹⁸⁾ 連合条約発効後最大10年間でDCFTAが形成されることとされている (143条)。条文数でみて連合協定の60%弱がDCFTAに関わるものであり、また、第IV編 (21~142条) も、28章にわたりDCFTAを支える経済基盤の形成に関わる協力を定めており、¹⁹⁾ DCFTAが連合条約の根幹をなしていることが分かる。

3.2 DCFTAの効果

2008年のATP付与、2016年のDCFTA発効は、モルドヴァの対EU輸出をどのようにに変化させたのかを貿易統計から検討しよう。

図3は、2001年以降のモルドヴァの総輸出額と対EU輸出額の伸び率を示したものである。対EU輸出額は、2009年の世界金融危機、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックを除き概ね10%以上の高い伸び率を示しており、とくに DCFTA が署名された2014年から2018年まで伸び率は加速しており、DCFTA がモルドヴァの対EU輸出にプラスの影響を与えたのではないかと推測できる。また、趨勢として対EU輸出額伸び率は総輸出額の伸び率を上回っており、とくに総輸出額が、対ロシア貿易が縮小したことに伴い2014年に減少し、その後低迷を続けたこととは対照的である。

対EU輸出額が順調に伸びたため、総輸出額に占める対EU輸出額のシェアも2001年の31.3%から2020年の66.5%²⁰⁾へ増大しており（図4）、対ロシア輸出シェアが縮小を続けていることとは対照的である。



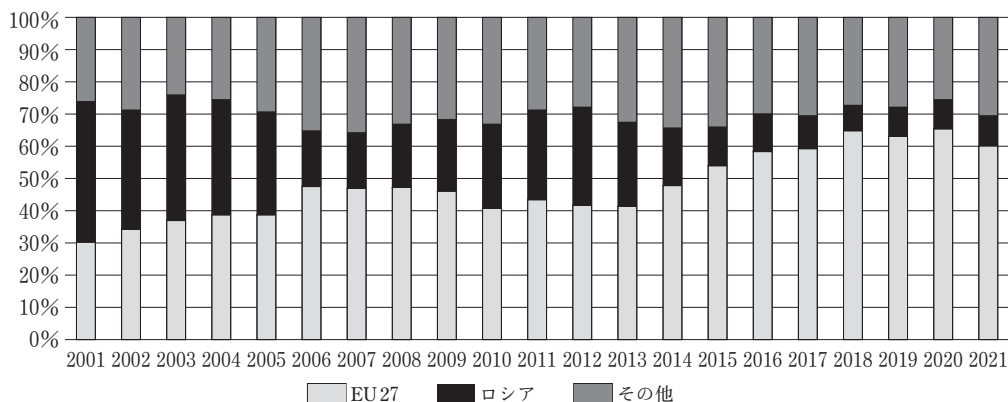
資料：WiiW database より筆者計算。

表1は、モルドヴァのHSコード別対EU輸出品目の構成比上位（2021年）をみたものである。顕著であるのは次の2点である。

- ・第16部（機械類及び電気機器並びにこれらの部分品等）、うち85類（電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品）の輸出が急増していることである。これは、吉井（2020、2022）で述べたように、日本企業を含む直接投資により、ワイヤーハーネス等の労働集約的な自動車部品輸出が急増しているためである。

- ・他方で、第11部（紡織用繊維及びその製品）の比率が2001年の43.8%から2021年には11.3%へ低下した。輸出額でみると、2001年の7989万ドルから2007年に2億2120万ドルまで増大した後、2億ドル台を上下しており、輸出総額が伸びたため相対的な地位が下落している。²¹⁾

図4 地域別輸出シェア



資料：WiiW database より筆者計算。

表1 対 EU 主要輸出品目構成比率 (%)

HS コード		2001	2006	2011	2016	2019	2021
XVI.	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	4.4	3.0	15.8	19.4	31.5	27.6
II.	植物性生産品	17.7	12.5	20.3	25.8	19.7	18.7
XI.	紡織用繊維及びその製品	43.8	34.0	22.4	17.2	14.7	11.3
XX.	雑品	1.5	2.4	6.1	9.2	8.6	9.1
IV.	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	9.7	13.5	8.3	11.2	8.4	9.0
III.	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう)	1.3	4.1	6.7	2.8	3.6	5.6
XIII.	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	2.1	2.5	2.2	2.8	2.5	3.6
XV.	卑金属及びその製品	1.0	9.4	4.4	1.4	1.7	3.3
XVII.	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	0.9	1.0	1.0	1.3	1.0	3.3

資料：National Bureau of Statistics of the Republic of Moldova database より筆者作成。

その他、2節で述べたように、ロシアによりモルドヴァからの農産物輸入禁止措置に対して、EUはモルドヴァからの農産物、食料品輸入の自由化を進めたにもかかわらず、これら品目の輸出構成比に大きな変化はない。輸出額は伸びているが、上述の自動車用電気部品等の輸出の伸びが上回っていたことが分かる。

輸出先でみると、ルーマニアがEU輸出総額の43.4%²²⁾(2021年)を占めている。対ルーマニア輸出構成比率(2021年)をみると(表2)、対EU輸出と同様に、第16部が最大であり

40%近くを占めている。第16部の輸出額（2021年）は、対 EU 5 億3034万ドル、対ルーマニア 3 億1460万ドルであったので、第16部の対 EU 輸出の 6 割がルーマニア向けであった。第 2 位も、対 EU 輸出と同様に、植物性生産品である。しかしながら、2001年には対 EU 輸出の中心であった第11部は、対ルーマニア輸出では10%未満であった。1990年代のルーマニアへの輸出では衣料・繊維製品の受託加工が主要な地位を占めていたが、賃金が増加し、競争力を失っていくと、モルドヴァへ受託加工先が移り、2000年代に入ると、モルドヴァも衣料・繊維製品の輸出競争力を失っていったことが分かる。

ルーマニアを含めた中東欧諸国が欧州の自動車生産基地となっていることを考えると、DCFTA によりモルドヴァから EU 諸国への輸出自由化が進むことが期待される中、労働集約的なワイヤーハーネス等の自動車電機部品の直接投資がモルドヴァに入り、主要な輸出品目となったことは、DCFTA の大きな成果であるといえることができる。

他方、農産物の輸出構成比率に大きな変化が見られないことは、モルドヴァの農産物が価格以外の品質や安全性などに問題を抱えていることがうかがえる。次項では、DCFTA の成果について EU 側が出した報告書にもとづいて、これらの点をみることとしよう。

表 2 対ルーマニア主要輸出品目構成比率 (%)

HS コード		2001	2006	2011	2016	2019	2021
XVI.	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	4.1	1.2	40.1	43.8	46.1	36.7
II.	植物性生産品	10.6	8.6	9.6	20.6	15.6	15.5
IV.	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	12.0	24.6	5.3	9.2	5.1	8.2
XVII.	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	1.3	-0.8	0.4	0.1	0.5	5.1
XI.	紡織用繊維及びその製品	9.3	11.9	6.4	4.5	8.6	5.0
XIII.	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	8.7	6.4	2.8	3.9	3.2	4.9
XX.	雑品	-0.3	3.8	2.7	1.9	3.4	4.3

資料：National Bureau of Statistics of the Republic of Moldova database より作成。

3.3 DCFTA の執行状況評価

EU 側が出した DCFTA の評価報告書として、ブリュッセルのシンクタンクである CEPS (Centre for European Policy Studies) とキシナウのシンクタンクである Expert-Grup が作成した Emerson and Cenșă (2021) と EC (2022) がある。

まず、Emerson and Cenșă (2021) に掲載されている DCFTA の執行状況の項目別評価を

みておこう（表3）。3は十分に準備がなされている，2はある程度の準備がなされている，1は若干の準備がなされている，を意味する。3が与えられた項目はなく，多くが1.5～2.5であり，とくに汚職対策，消費者保護では1の評価が与えられていることから，モルドヴァのDCFTA執行状況は十分ではなく，改善の余地が大きいことが分かる。

表3 DCFTA 執行状況に関する評価

政治原則，法の支配	評価	
選挙民主化	2	不安定性と寡頭政治家の支配ののち，改善している
人権	2	若干の少数民族差別があり，沿ドニエストル問題がある
法の支配	1.5	司法が政治と結託し，改革が必要である
汚職対策	1	これまでの記録は不十分であるが，新大統領の優先事項である
DCFTA	評価	
市場アクセス	2	工業製品関税は自由化され，食料品に関税割当が残っている
消費者サービス	2	前進しているが，インフラは古く，汚職がある
技術製品基準（TBT）	2.5	EU 標準を包括的に採用した
食品安全性（SPS）	1.5	SPS 戦略は包括的に採用されたが，制度が脆弱である
サービス	2	輸入制度，居住権は自由化されている
政府調達	2	EU のラインに沿ったシステムの近代化が顕著に進歩した
知的所有権（IPR）	1.5	法的枠組みはほぼ制度化されたが，施行力が弱い
競争政策	1.5	競争委員会は施行力を強化する必要がある
統計	2	EU の実態が着実に実行されている
経済協力	評価	
マクロ経済政策	1.5	IMF/EU 貸付に依存し，ショックに対し脆弱である
金融サービス	2	2014年銀行汚職の影を追っており，資金は回収されていない
輸送	1.5	民間航空は進展しているが，道路輸送はEU との問題を抱えている
エネルギー	2	ルーマニアとの電力・ガス接続が改善している
環境	1.5	コミットメントは重く，気候変動に負の影響があ
デジタル・サイバー	2	急速に成長している分野であり，電子政府は進展しているが，サイバーに弱い
消費者保護	1	消費者の権利がしばしば無視されている
会社法	1.5	改革は進展しているが，遅れている
雇用・社会政策	2	（EU への）近似はほぼ終了したが，コロナの影響が非常に深刻
ビザ制度，人の移動	1.5	無査証制度が広く利用されている：偽難民申請が増加している
教育・文化	2.5	学校教育の標準は改善されたが，教育のリセットが必要である
性の平等	2.5	新女性首相の働きで評価はプラスとなっている
市民社会	2.5	政府が説明を行うことに積極的である

出所：Emerson and Cenșă (2021). pp. 3-4.

Emerson and Cenșă (2021) では、政治原則、法の支配、経済協力を含む DCFTA 全般の執行状況が項目別に詳しく記されているが、ここでは EU による評価である EC (2022) により DCFTA のうち FTA に関わる項目 (表 3 の DCFTA) に限ってその執行状況をみてみよう。

DCFTA のうち、関税撤廃による自由貿易地域形成に関しては、2 節で述べたように、EU はモルドヴァに対して 2008 年に ATP を付与しており、EU のモルドヴァからの輸入は、農産物に数量割当などが残る以外、DCFTA 締結以前から関税撤廃をほぼ終えており、その効果は、前節でみたように、正の効果を与えるものであった。したがって、ここでは、EU 法・規制への近似化の進捗状況のみをみることにする。

食品安全性 (SPS) に関して、235 の EU 規則のうち 153 規則の近似化を終え、7 規則が未施行、7 規則が部分的な近似化に終わり、68 規則で近似化が行われていない。さらに近似化すべき 235 規則のうち 79 規則が既に改廃されており、見直しが必要である。SPS の近似化では、Emerson and Cenșă (2021) が 1.5 の評価を与えているのと同様に、遅れがみられるとまとめられており、前項のモルドヴァの農産物が価格以外の品質や安全性などに問題を抱えているのではないかという指摘を裏付けている。

技術障壁 (TBT) に関して、116 の EU 規則のうち 40 規則の近似化を終え、40 規則が部分的な近似化に終わり、36 規則で近似化が行われていない。

この時、欧州標準化委員会 (CEN)、欧州電気標準化委員会 (CENELEC)、欧州電気通信標準化機構 (ETIC) が定める標準が旧ソ連邦・ロシアの国家基準 (GOST) と矛盾している場合があり、旧基準を改廃したことにより GOST を使用している旧ソ連邦諸国との貿易関係を保っている企業に困難が生じるという問題が生じている。²³⁾

政府調達に関して、4 EU 規則が国内法化される必要があり、その核となる法律 131/2015、169/2018 は 2020 年に改正された。しかし、電子調達過程が多くは調達で利用可能でないなど、公的調達制度はさらなる改善が必要であるといった問題がある。

Emerson and Cenșă (2021) が 1.5 の評価を与えている知的所有権 (IPR) に関して、モルドヴァは、WTO 加盟国として知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) にある最低限の知的所有権保護基準を認めているが、DCFTA はその水準の引上げを求めている。国家知的所有権委員会が 2008 年に設けられ、国家知的所有権戦略 (2012~2020) に続き、2020 年に知的所有権保護分野での IT プラットフォーム創設政府決定 721/2020 号が出され、また欧州連合知的資産庁 (EUIPO) との 2017 年覚書に基づいて、商標やデザインデータを EUIPO オンライン情報・識別システムに組み入れるなど進展はみられる。しかし、地理的表示 (GI) で、モルドヴァは DCFTA 以前の 2013 年保護モデルを採用しており、拡張が必要である。また中小企業による知的所有権の商業化、利用が不十分であるとともに、中小企業の知的創

造・発案活動への参加が欠如しているといった問題が指摘されている。

同様に1.5の評価が与えられている競争政策に関して、2012年に創設された競争審議会が執行機関となり、173の国家支援スキームのうち128が2020年までに近似化を終えるなど進捗はみられるが、競争審議会の執行能力を高め、部門間の競争をモニターし、確保するためのメカニズムを確保することが必要であると述べられている。

4 モルドヴァの EU 加盟の可能性

モルドヴァは、DCFTA 等により EU との経済関係にも一定の前進がみられ、2022年6月に EU 加盟候補国となったが、EU に加盟可能な状況にあるのだろうか。

EU は、中東欧諸国の EU 加盟願望が表面化してきた1993年に、EU（当時の EC）加盟に適しているかを判断するための条件としてコペンハーゲン基準を定めた。

- ・政治的基準：民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保証する安定した諸制度を有すること。

- ・経済的基準：市場経済が機能しており、EU 域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること。

- ・EU 法の総体（*Acquis Communautaire*）の受容：政治的目標並びに経済通貨同盟を含む、加盟候補国としての義務を負う能力を有すること。

政治的基準では、EIU が公表する民主化指数、トランスペアレンシー・インターナショナルが公表する汚職認知度指数を代理変数として示したものが表4である。モルドヴァの民主化は、西バルカン諸国と同程度の水準にあるが、汚職に関しては下位の水準にある。DCFTA においても汚職は1.5の評価が与えられていることを裏書きするものである。

表4 政治的基準達成状況

	EIU 民主化指数 2021年（167ヵ国）	汚職認知度指数 2021年（180ヵ国）
セルビア	63	96
モンテネグロ	74	64
北マケドニア	73	87
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	95	110
コソヴォ	—	87
アルバニア	68	110
ウクライナ	86	124
モルドヴァ	69	105

出所：EIU, Democracy Index 2021, pp. 12-16.

Transparency International, Corruption Perceptions Index 2021.

経済的基準のうち市場経済が機能しているかに関しては、欧州復興開発銀行（EBRD）の移行指数と移行質指数をみることにする。移行指数は、1994年の「移行報告書」発行と共に開発された指数で、1（まったく・ほとんど市場経済移行が進んでいない）から4+（先進市場経済国と同様の市場経済水準にある）で旧社会主義国の市場経済移行度を測ったものである（表5-1）。最後に公表された2014年の指数をみると、モルドヴァの市場経済移行は西バルカン諸国のそれと比較して順調に進んでおり、小規模私有化、貿易・為替システムでは西バルカン諸国よりも高い市場経済移行度を示していた。しかしながら、政府・企業リストラ、競争政策では2あるいは2+であり、市場経済移行が不十分であったことが分かる。

表 5-1 EBRD 移行指数（2014年）

	価格自由化	大規模私有化	小規模私有化	貿易・為替システム	政府・企業リストラ	競争政策
モルドヴァ	4.0	3.0	4.0	4.3	2.0	2.3
ウクライナ	4.0	3.0	4.0	4.0	2.3	2.3
西バルカン諸国*	4.1	3.2	3.7	4.2	2.3	2.4

* アルバニア、ボスニア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビアの平均。

資料： <https://www.ebrd.com/economic-research-and-data/transition-qualities-asses.html>（2023年2月9日閲覧）より筆者計算。

移行指数は初期の市場経済移行を測るには十分であるが、中東欧諸国では多くの指標で指数が4あるいは4+に達し、その後の進展をみるには不十分であることから、EBRDは、2017年から移行質指標を発表している（表5-2）。移行質指数は1から10で測られており、モルドヴァの指数は3から5台であり、すべての指標において西バルカン諸国の平均を下回っている。

表 5-2 EBRD 移行質指数

	競争力	制度の質と支援	グリーン	包括性	回復力	統合力
モルドヴァ	4.75	4.88	3.81	5.64	5.74	5.12
ウクライナ	4.87	4.42	5.36	6.16	5.68	5.11
西バルカン諸国*	5.50	5.15	4.78	5.68	6.03	5.77

* アルバニア、ボスニア、コソヴォ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビアの平均。

資料： <https://www.ebrd.com/economic-research-and-data/transition-qualities-asses.html>（2023年2月9日閲覧）より筆者計算。

以上からモルドヴァは、基礎的な市場経済移行は達成しているものの、政府・企業リストラ、競争政策、そして移行質指数で測られる高次の市場経済移行では十分な状況に達してい

ない。また、2 節で示したように、モルドヴァは欧州で最も貧しい国の一つであること、EU との貿易では、機械製品の比率が高まってきているとは言え、それはワイヤーハーネス等の労働集約的な製品の輸出であることから、EU と伍して競争するには不十分である。したがって、モルドヴァは、コペンハーゲン基準の政治的基準、経済的基準を未だ満たしていないとまとめることができる。

5 モルドヴァ・EU 関係の将来

モルドヴァは、1991年の独立以来、東を向くべきか、西を向くべきかで揺れてきたものの、しだいに EU との関係を強化してきた。2014年には DCFTA を含む連合協定が締結され、EU との経済関係は拡大してきた。また、2022年6月には、ロシアによるウクライナ侵攻が背景にあるとは言え、EU から加盟候補国として認定された。とは言え、DCFTA の執行状況をみると、EU 法・規則への近似化を終えていない領域が多く残り、EU との経済関係を進める上での障壁となっている。また、コペンハーゲン基準（政治的・経済的基準）の達成状況をみても、それを達成しているとは言えない。

しかし、加盟候補国としての認定を受けたことは無意味であるのかと言えば、そうではない。まず、EU から加盟前支援を受けることになる。西バルカン諸国の場合、2014～2020年に総額で42億2060万ユーロの加盟前支援を受けており、年平均で対 GDP 比0.6%、最も多い²⁴⁾ コソヴォでは1.2%の加盟前支援を受けている。モルドヴァで言えば、年間62.5億ユーロから²⁵⁾ 127.8億ユーロの加盟前支援を受けることとなる。その他の支援も受けやすくなるであろう。²⁶⁾ また、EU アキへの近似化が進むことにより、貿易、直接投資など EU との経済関係がさらに前進することが期待される。

ロシアとの経済関係は、2014年のクリミア併合以来縮小し、2022年2月のウクライナ侵攻はこれをさらに加速させるものとなった。モルドヴァが近い将来に EU 加盟を果たすことはないであろうが、EU との関係をさらに緊密化することは必須である。そのためには、サンドゥ政権は、民主化、汚職対策とともに、EU アキへの近似化をさらに進めていかなければならない。

注

- 1) ジョージアは潜在的加盟候補国として認定された。
- 2) EU の基本条約から規則、指令、判例法等の全ての蓄積された EU 法体系の総称（アキ・コミュニテール (*Acqui communautaire*)）。
- 3) European Commission, “Statement by President von der Leyen on the Commission’s opinions on the EU membership applications by Ukraine, Moldova and Georgia” released on 17 June 2022.
- 4) フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、欧州議会への加盟候補国認定に関する報告の冒

- 頭で、「ウクライナは、ロシアの侵略に抵抗してきました。(略) ウクライナは、人々が欧州の旗をまとったがために銃撃された唯一の国です。ウクライナは、地獄を経験し、EUに加盟したいという一つの単純な動機で高まっています。欧州委員会はこの願望に明確に応えてきました」と述べている。(European Commission, “Speech by President von der Leyen at the European Parliament Plenary on the preparation of the European Council meeting” delivered on 22 June 2022.
- 5) http://www.demoscope.ru/weekly/ssp/sng_nac_89.php?reg=9, (2023年1月9日閲覧).
 - 6) https://statistica.gov.md/files/files/Recensamint/Recensamint_pop_2014/Rezultate/Tabele/Caracteristici_populatie_RPL_2014_rom_rus_eng.xls, (2023年1月9日閲覧).
 - 7) この節は、Wróbel (2004) と Calus and Kosienkowski (2018) に拠る。
 - 8) Expert Grup (2021, p. 36) は、モルドヴァの市場経済移行がロシアと比べても困難であったことに加えて、1992年のトランスニストリア (沿ドニエストル) 紛争が深刻さをさらに増大させたと述べている。
 - 9) 六鹿 (2011, 2021) 参照。
 - 10) 2022年9月以降ポピュリスト政党のショール党が反政府デモを行い、10月末以降社会党も反政府デモを行った。
 - 11) “Agreement between the European Economic Community and the European Atomic Energy Community and the Union of Soviet Socialist Republics on Trade and Commercial and Economic Cooperation,” *Official Journal of the European Communities*, 1990, No. L 68/3.
 - 12) “The Partnership and Cooperation Agreement between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Moldova, of the other part,” *Official Journal of the European Communities*, 1998, No. L 181/1.
 - 13) GSP+ は、EU が開発途上国に提供している特惠関税制度の1つで、持続可能な開発や人権保障などに関連する一連の国際条約を批准・準拠している国に対して付与される措置で、GSP より幅広い品目が免除対象となる (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/07/f414bb1438785622.html>, (2023年1月12日閲覧))。
 - 14) 自律的 (autonomous) とは、EU からモルドヴァに片務的に貿易特惠が与えられたことを示す。
 - 15) Emerson and Cenșă (2021), pp. 47, 56.
 - 16) I : 一般原則, II : 政治対話, 自由, 外交安全保障協力, III : 自由, 安全, 正義, IV : 経済, 他の部門での協力, V : 貿易, 貿易関連事項, VI : 財政支援, 汚職対策, 統制, VII : 制度, 一般, 最終規定。
 - 17) 1 : 内国民待遇, 財の市場アクセス, 2 : 貿易救済, 3 : 貿易に対する技術障壁, 標準化, 度量, 認証, 一致評価, 4 : 衛生植物検疫措置 (SPS), 5 : 関税, 貿易促進, 6 : サービス貿易, 電子取引, 7 : 経常支払, 資本移動, 8 : 公的調達, 9 : 知的財産権, 10 : 競争, 11 : 貿易に関連したエネルギー, 12 : 透明性, 13 : 貿易, 持続可能な発展, 14 : 紛争解決。
 - 18) https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-opens-door-further-duty-free-imports-republic-moldova-2019-12-20_en, (2013年1月13日閲覧).
 - 19) 1 : 行政改革, 2 : 経済対話, 3 : 会社法, 会計, 監査, 企業統治, 4 : 雇用, 社会保障, 機会の平等, 5 : 消費者保護, 6 : 統計, 7 : 財政管理, 8 : 租税, 9 : 財務サービス, 10 : 産業・企業政策, 11 : 鉱業, 原材料, 12 : 農業, 農村発展, 13 : 漁業, 海洋政策, 14 : エネルギー協力, 15 :

- 輸送, 16: 環境, 17: 気候変動活動, 18: 情報社会, 19: ツーリズム, 20: 地域発展, クロスボーダー・地域協力, 21: 保健, 22: 市民保護, 23: 教育, 訓練, 多言語, 若者, スポーツ協力, 24: 研究・技術開発協力, 25: 文化, オーディオ・ヴィジュアル, メディア協力, 26: 市民社会保護, 27: 児童の権利保護・推進協力, 28: EU 機関, プログラムへの参加。
- 20) その他の国では対トルコ輸出が伸びており, シェアも2001年の0.4%から2021年には10.0%まで拡大している。
- 21) https://statistica.gov.md/files/files/serii_de_timp/comert_exterior/serii_anuale/eng/EXPORT_Sec_Cap_NCM_Tarile_UE_Eng.xlsx, (2013年1月12日閲覧)。
- 22) WiiW database. なお, 2001年のシェアは21.4%であったが, 2015年以降, 40%台を超えている。
- 23) Emerson and Cenșă (2021), pp. 74, 79.
- 24) https://neighbourhood-enlargement.ec.europa.eu/enlargement-policy/overview-instrument-pre-accession-assistance_en, (2023年1月19日閲覧)。
- 25) 加盟前支援の年平均額を2019年の GDP (WiiW database) で除している。
- 26) 例えば, 2022年11月, ロシアへのエネルギー依存から脱却し, ルーマニアからの天然ガス・電気網を整備するため EU はモルドヴァに2億ユーロの支援を行うことを決めた (<https://www.aa.com.tr/en/economy/eu-pledges-additional-energy-support-of-200m-to-moldova/2734772>, (2023年1月19日閲覧))。

参 考 文 献

- Calus, K. and Kosienkowski, M. (2018). “Relations between Moldova and the European Union,” in Flenley, P. and Mannin, M., *The European Union and its Eastern Neighbourhood: Europeanisation and its Twenty-first-century Contradictions*, Manchester University Press, Manchester, UK, 99–113.
- EC: European Commission (2022). “Ex-post Evaluation of the Implementation of the Deep and Comprehensive Free Trade Area between the EU and its Member States and Moldova: Draft Final Report,” (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/may/tradoc_159581.pdf (2023年2月9日閲覧))。
- Emerson, M. and Cenșă, D., eds. (2021). *Deepening EU-Moldovan Relations*, 3rd ed., Rowman & Littlefield, Maryland, USA (<https://3dcftas.eu/publications/> (2023年2月9日閲覧))。
- EU (2014). “Association Agreement between the European Union and the European Atomic Energy Community and their Member States, of the one part, and the Republic of Moldova, of the other part,” *Official Journal of the European Communities*, 2014, No L 260/4.
- Expert Grup (2021). *Raport de Stare Țării 2021: Republica Moldova la 30 de ani de la Proclamarea Independenței*, Chișinău, Moldova.
- Wróbel, J. (2004). “The European Union and Moldova, Centre for Eastern Studies, *CES Studies*, 2004–03–15, 60–72.
- 六鹿茂夫 (2011) 「モルドバの政権交代と外交政策の転換」ロシア NIS 貿易会『ロシア NIS 調査月報』2011年3月号, 43–58。
- 六鹿茂夫 (2021) 「モルドバ大統領選挙の争点とロシアの影響力」ロシア NIS 貿易会『ロシア NIS 調査月報』2021年1月号, 14–25。

吉井昌彦（2020）「モルドヴァの経済発展戦略」『国民経済雑誌』第221巻第2号，2020年2月，41-56。

吉井昌彦（2022）「転換期を迎えているモルドバ経済」ロシアNIS貿易会『ロシアNIS調査月報』2022年1月号，39-47。